

議員提出議案第9号

生駒市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

このことについて、地方自治法第112条第2項及び生駒市議会会議規則第
13条の規定により、上記の議案を提出する。

平成20年9月11日

提出者	西	口	広	信
賛成者	矢	奥	憲	一
	〃	宮	内	正
	〃	中	谷	尚
	〃	谷	村	淳
				子

生駒市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

生駒市議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年6月生駒市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第100条第13項及び第14項」を「第100条第14項及び第15項」に改める。

第10条第2項を次のように改める。

- 議長は、前項の収支報告書等の閲覧の請求があったときは、生駒市情報公開条例（平成9年12月生駒市条例第26号）第6条各号に掲げる情報が記録されている部分を除き、その閲覧に供するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。